

# 津山圏域消防組合

## 公共施設等総合管理計画



平成 29 年 3 月策定

令和 7 年 4 月改訂

津山圏域消防組合

# 目 次

## 第1章 計画策定の背景と目的

1 背景と目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 対象施設	2

## 第2章 管内の概要と公共施設等の現況

2-1 津山圏域消防組合の概要	3
2-2 消防施設等の現況	4
(1) 消防庁舎等施設の保有数と現状	4
(2) 消防施設の整備状況	5
(3) 耐震化の状況	6
(4) 現況における課題	6
(5) 消防庁舎更新の将来見通し	6
(6) 工作物更新の将来見通し	6
2-3 人口の現況と将来展望	8
2-4 財政の現況と課題	9
(1) 歳入の推移・内訳	9
(2) 歳出の推移・内訳	10
(3) 投資的経費の推移	11

## 第3章 消防施設等の管理に関する基本方針

3-1 基本的な考え方	12
3-2 計画期間	12

3-3	管理の基本方針	12
(1)	点検・診断等の実施方針	12
(2)	維持管理・修繕・更新等の実施方針	12
(3)	安全確保の実施方針	13
(4)	耐震化の実施方針	13
(5)	長寿命化の実施方針	13
(6)	統合や廃止の推進方針	14
(7)	ユニバーサルデザイン化の推進方針	14
(8)	財源の確保	14

#### 第4章 計画の推進に向けて

4-1	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築	15
4-2	計画のフォローアップ	15

## 第1章 計画策定の背景と目的

### 1 背景と目的

津山圏域消防組合（以下「本組合」という。）は、昭和48年津山市を中核とした1市11町3村で、津山圏域の消防体制を充実させることを目的として設立されました。現在では市町村合併により、1市5町（津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町）に構成され、現在に至っています。

住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、地域ニーズの変化を踏まえながら、職員の配備や出動態勢及び出動区分などは、強化に努めているところです。施設についても、加入した構成市町が必要とする消防署所の施設を整備し、住民への消防サービスの向上や充実を図ってきました。

組合発足から50年を迎え、消防業務を取り巻く環境は、少子高齢化の進展と人口減少を迎える社会構造の変化により救急需要の増大や、近年、線状降水帯による豪雨や全国各地において頻発する大規模地震など、複雑多様化、激甚化している自然災害等に備えることが重要な課題となっています。加えて、ここ中山間地においては活動範囲も広大であり、求められる消防業務も多種多様化する中、住民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から守る消防業務の拠点施設の整備についても、重要なひとつとして強化を着実に図っていく必要があります、将来的に多額の更新費用が必要となることを見込まれます。

しかし、財政面においては、人口減少等による税収の減少や普通交付税の削減が進む中、構成市町の厳しい財政状況が予想されるため、構成市町の財政状況、地域の特性や社会変化等を見据え、消防組合の関係施設の全体状況を把握し、中長期的な視点で更新・配置・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図り、これからも真に必要な消防サービスを持続可能なものにし、将来にわたって安全・安心なまちへつなげることを目的に「津山圏域消防組合公共施設等総合管理計画」を策定します。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、国のインフラ長寿命化基本計画において各地方公共団体が策定することとされている「行動計画」にあたる計画であり、構成団体の公共施設等総合管理計画等とも連動しながら、長期的な視点をもって、更新、長寿命化等を計画的に行う指針を示すものとして位置づけるものです。今後は、本計画に基づき、庁舎等の施設類型ごとに、必要に応じて「個別施設計画」を策定し、具体的な取り組みを推進していきます。

### 3 対象施設

本組合が所有・管理する全ての公共施設（消防本部及び消防署所等） 10  
施設を対象とします。

## 第2章 管内の概要と公共施設等の現況

### 2-1 津山圏域消防組合の概要

本組合は、津山市を中核とした1市5町で構成され総面積1,360 km<sup>2</sup>、人口14万人で1本部、3署、2分署、4出張所、職員数(定数)222人体制で運用しています。

本組合の中央には、中国自動車道が東西に縦断し、圏域内に3つのインターチェンジがあることにより、工業・流通団地の整備が進み、製造業や流通業をはじめとして多くの企業の立地が進み、中国地方内陸部有数の産業拠点として発展してきています。また、県北部が関西圏と山陽、山陰、西日本をつなぐ交通体系の結節点として重要な交通拠点となっています。今後、産業、流通、医療、教育、文化など各種都市機能の集積をさらに進めることにより、大いなる飛躍が期待される地域です。



## 2-2 消防施設等の現況

### (1) 消防庁舎等施設の保有数と現状

本計画で対象とする消防施設の保有量は、10施設14棟、延べ床面積9,406.57㎡です。

表-1 消防庁舎の現況

No.	名称	建築年月日	耐震	構造	床面積㎡	地積㎡
1	消防本部・中央消防署	H12.3.13		RC造4階	5,412.63	5,905.60
2	訓練塔	H16.3.26		RC造7階	622.28	4,415.61
3	東消防署	H26.3.8		S造2階	753.82	2,001.52
4	西消防署	H21.3.25		S造2階	650.54	2,615.12
5	久米南分署	R2.3.25		S造1階	472.77	2,210.78
6	日本原分署	R3.3.24		S造2階	408.64	1,500.00
7	加茂出張所	S49.3.30	旧	RC造1階	165.32	716.00
8	柵原出張所	H31.3.27		S造2階	419.52	1,530.84
9	奥津出張所	H16.3.24		RC造1階	319.55	1,265.00
10	旭出張所	H1.1.20		RC造1階	181.50	1,019.00

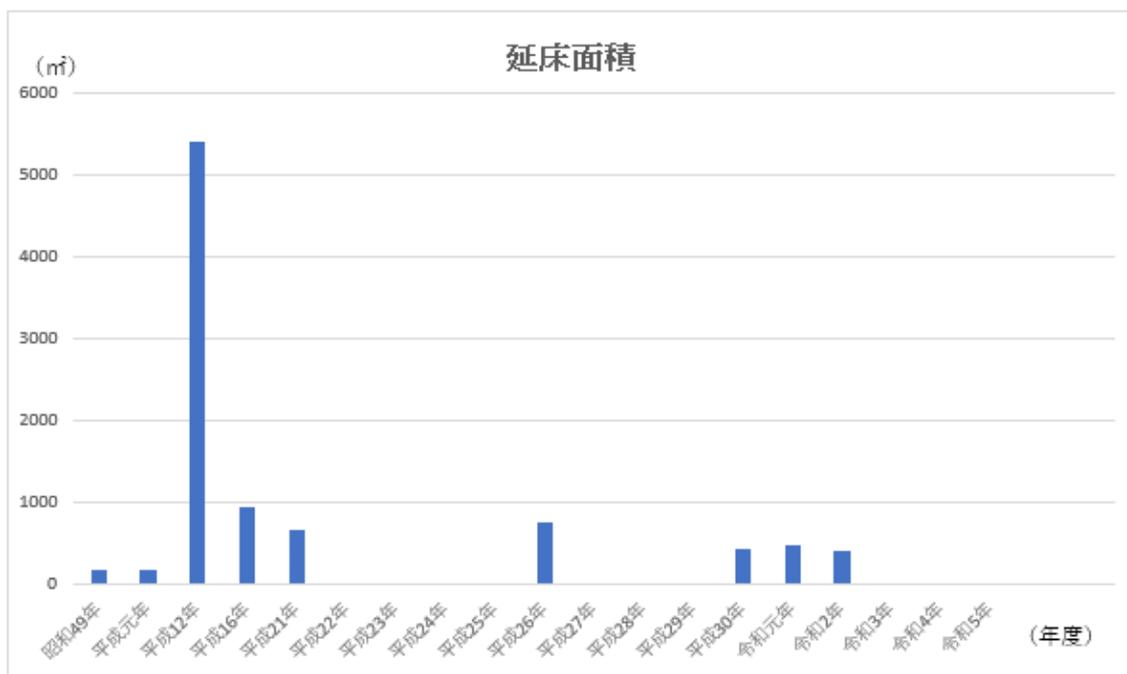
表-1に示すとおり、無線中継施設等の付随的な施設を除くと9つの消防署所庁舎と1つの訓練施設となります。これらのうち旧耐震基準（昭和56年以前）の庁舎が1施設残っています。加茂出張所については令和7年度での建て替えを予定していますので、耐震性に問題がある庁舎は全てなくなり、今後は総合的な保全管理が必要となってきています。

## 工作物の現況

No.	名 称	建築年月日	耐震	構 造	床面積㎡	地 積㎡
1	大空山無線中継局	H25. 3. 27		RC 造 2 階	17. 90	500. 00
2	二上山無線中継局	H27. 3. 25		S 造 1 階	9. 91	88. 00
3	大ヶ山無線中継局	H27. 3. 25		S 造 1 階	10. 56	63. 00
4	福見無線中継局	H12. 3. 13		S 造 1 階	3. 60	44. 90
5	天狗寺山無線中 継局	H27. 3. 25		S 造 1 階	11. 74	134. 50

### (2) 消防施設の整備状況

本計画において対象とする消防施設の整備状況を見ると、総延床面積の約 98. 2% (9, 241. 25 ㎡) が新耐震基準で建築されており、残りの約 1. 8% (165. 32 ㎡) は加茂出張所の庁舎で、旧耐震基準で建築されていますが、令和7年度に建て替えにより全ての施設が新耐震基準となります。



### (3) 耐震化の状況

本組合が保有する施設の耐震化の状況は、昭和56（1981）年以前に設計、建築された建物には、現在の耐震化基準を満たす義務付けがなされていませんでした。

しかし消防施設という性格上、施設の耐震化等においては、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有することが基本となります。そのためにも、現在の耐震化基準を満たしていない1出張所（加茂出張所）の建て替えによる耐震化が必要となっておりますが、令和7年度に建て替えを予定しています。

### (4) 現況における課題

現在の消防庁舎は、ほとんどが建築から25年以内の経過であります。車両や資機材の保有数の増加に伴い、庁舎そのものが狭隘になっている署所も見受けられます。また、出張所庁舎における職員の衛生管理やプライバシーの確保、女性職員の勤務に対応できる仮眠室の個室化の整備が求められています。

### (5) 消防庁舎更新の将来見通し

現況における課題にも掲げていますが、現在の消防庁舎（消防署、出張所）は、建築から25年以内の経過であり、耐用年数は25年以上残っている建物が大半であり、消防庁舎の将来見通しとして、現状の諸課題や1市5町の将来的な財政状況を考慮し、耐用年数に基づく適切な時期に更新や修繕を行うなど、障害の発生前に対処して、施設の機能を常に正常な状態に維持していく必要があります。消防庁舎の将来的な見通しを、現庁舎の全てを大規模改修や建て替えを踏まえて推計すると、更新費用の総額は、概ね22億円程度必要となることから、今後の1市5町の財政状況や建設の平準化を考える中で、長期的な建設・改修計画や資金計画等を検討することとします。

### (6) 工作物更新の将来見通し

#### ア 訓練塔について

中央消防署の訓練塔は、建築から20年が経過しており、耐用年数は残り30年です。訓練塔は、消防業務に欠くことのできない施設で、消防庁舎と隣接した場所にあることが望ましいことから、消防庁舎更新時

に訓練施設の機能を持たせた一体型庁舎の建設など、トータルな視点に立ち、更新費用や維持管理費用の軽減を考慮した計画を検討することとします。

イ 消防無線施設について

消防無線のアナログ方式からデジタル方式への移行のため、平成26年度末に整備した消防無線施設は、総事業費約20億円で整備しました。工作物及び無線機器が万全の状態でも運用できるよう通年で保守を行い維持管理し、長寿命化に努めていきます。

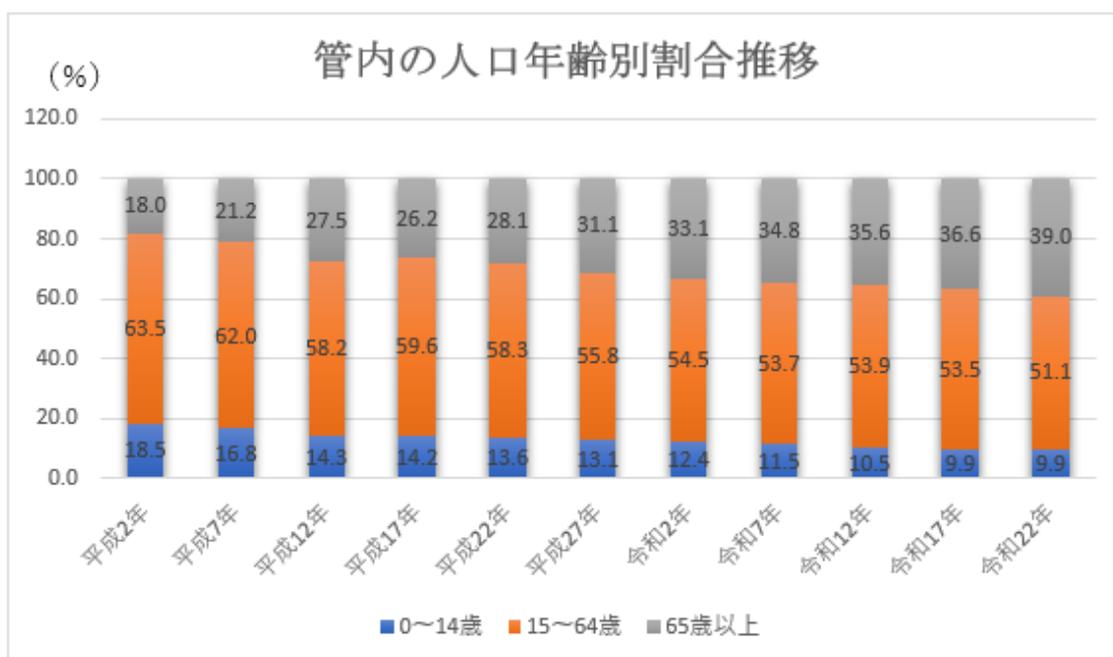
### 2-3 人口の現況と将来展望

本組合構成市町の人口動態は、年々減少を続け、平成2年の174,517人をピークに減少に転じ、令和2年の146,048人と比較すると16.3%減少し、今後もその傾向が続くと見込まれています。

一方で、65歳以上の高齢者人口は中山間地帯を中心に増加し、少子高齢化が急速に進行することが見込まれます。



「日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）より」



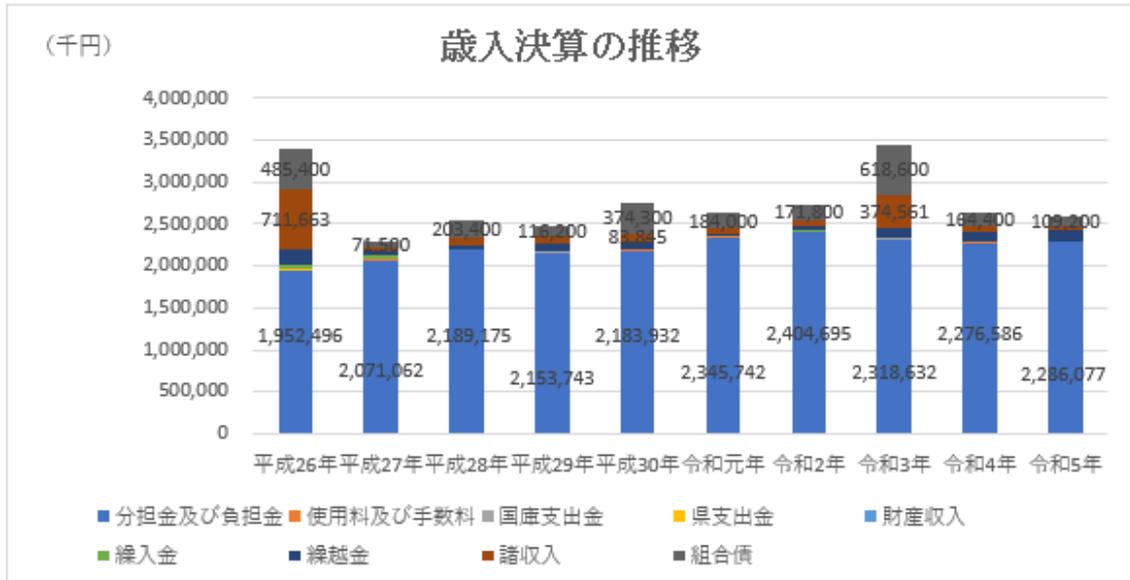
「日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）より」

## 2-4 財政の現況と課題

### (1) 歳入の推移・内訳

本組合の普通会計の歳入は、令和5年度の歳入決算額は約26億となっています。その内訳としては、分担金及び負担金が約23億円と88%を占めています。

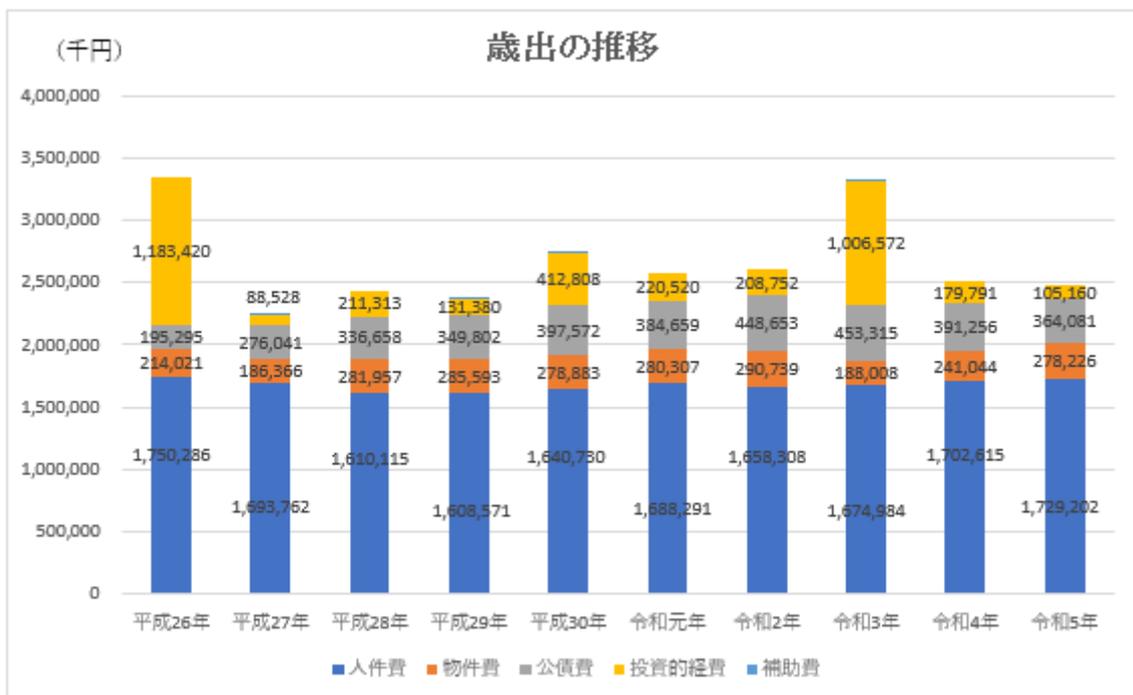
平成26年度からの10年間の推移を見ると、平成27年度～令和2年度及び令和4年度～令和5年度において、約25億円前後と概ね一定の水準で推移していますが平成30年度～令和2年度においては庁舎建設更新、平成30年度においては車両更新（はしご車）に伴い歳入総額が増加しています。なお、平成26年度においては消防無線のデジタル化、令和3年度においては指令システムの更新により、諸収入並びに地方債による歳入額が他年度に比べて大きくなっているため、歳入総額も併せて大きくなっています。また、内訳を見ると、歳入のうち主な財源である構成市町からの分担金及び負担金は20～24億円で推移しています。



## (2) 歳出の推移・内訳

本組合の普通会計の歳出は、平成27年度～平成29年度及び令和4年度～令和5年度において、約24億円前後と概ね一定の水準で推移しています。なお、平成30年度においては消防費内の消防施設費（車両更新はしご車）及び平成26年度と令和3年度においては消防費内の通信協議会費（消防無線のデジタル化や指令システムの更新）による歳出額が他年度に比べて大きいため、歳出総額も併せて大きくなっています。また、内訳を見ると、歳出のうち人件費の占める割合が大きくなっており、17億円前後で推移しています。

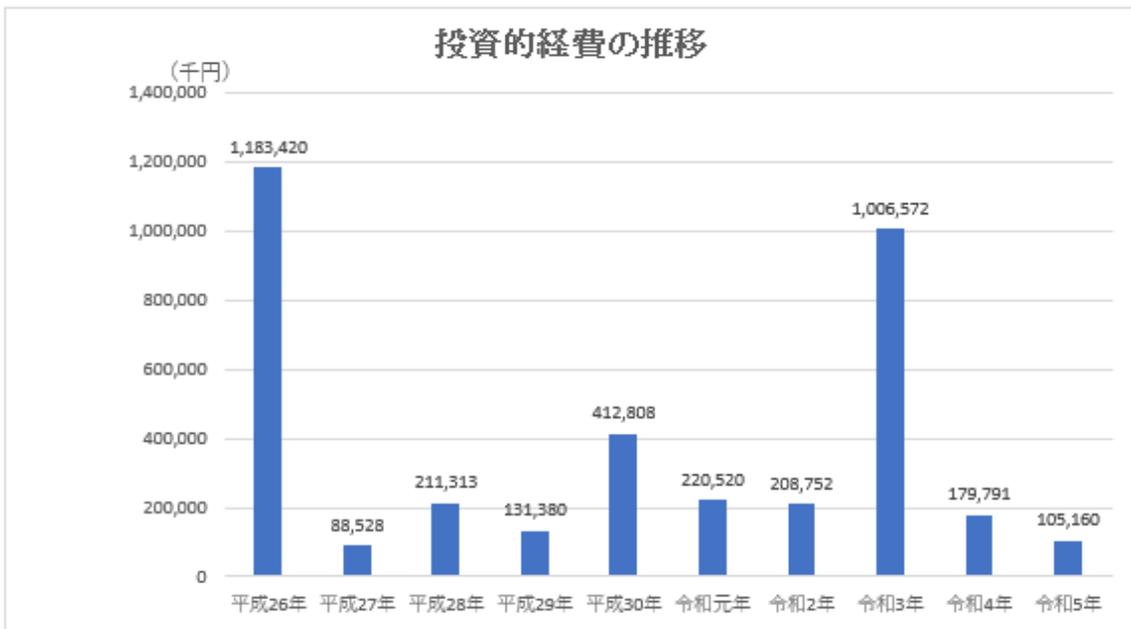
歳出決算については、平成23年度整備した美作地区消防指令センター設備により約27億円、また平成25年度・26年度で整備した消防救急デジタル無線設備による投資的経費の増により、それぞれ約33億円と決算額を大きく押し上げています。



### (3) 投資的経費の推移

投資的経費については、歳入・歳出決算と同様に推移しており、年度ごとに大きな差が出ています。平成26年度に消防救急デジタル無線設備整備の影響により、次に平成30年度からは車両更新（はしご車）と庁舎建設工事の影響により（柵原・久米南・日本原）、そして令和3年度に美作地区消防指令センターの指令台整備事業の影響により増額となっています。

今後、消防庁舎等の改修・建て替えや美作地区消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備整備事業で整備した施設等の維持費や更新費等の投資的経費が必要になってくることが予想されるため、必要な財源の確保が課題となってきます。



## 第3章 消防施設等の管理に関する基本方針

### 3-1 基本的な考え方

現在所有する消防庁舎等を今後良好な状態で使用していくためには、適切な維持管理を実施する必要があります。また、耐震基準などの安全性能の高まりや省エネルギーへの対応などの環境性能の向上など、時代の変化に応じて施設に求められる機能が多くなっています。一方で、少子高齢・人口減少社会の進行により、本組合を構成する市町の税収が減少し、維持更新費用の確保が困難な状況が見込まれます。こうした状況に対応するためには、一つひとつの施設を長く大切に使い計画的な保全の実施により、「長寿命化」を図ることが重要となります。施設は数十年にわたり利用することから、更新に当たっては長期的視点で政策判断をする必要があります。将来世代に過度な負担を強いることがあってはなりません。今後、少子・高齢化及び人口減少が進行していく影響により、歳入・歳出構造の変化が想定される中、必要とする消防施設を将来にわたり維持させるため、次のとおり消防庁舎等の管理に係る基本的な方針を定め、住民の安全・安心のため取り組んでいきます。

### 3-2 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和36年度までの30年間とします。ただし、人口動態や社会環境など消防需要の変化へ柔軟に対応できるよう、必要に応じて適宜見直しを行っていくものとします。

### 3-3 管理の基本方針

#### (1) 点検・診断等の実施方針

点検・診断等の実施にあたっては、劣化診断を実施し、必要に応じて、専門家による施設診断も行い、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況及び管理状況を把握するとともに、評価を行い、施設ごとの保全の優先度を判断します。

#### (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

将来必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できるものは統合するなど効率的に消防サービスを提供していきます。消防施設の計画的な点検や劣化診断を通じた維持管理・修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化を図ります。

更新等については、消防力の適正配置の観点を踏まえ、原則として、潤沢華美な施設整備は慎み、真に必要と判断したもののみ整備し、今後の運用効果改善に有効な消防施設を優先していきます。

また、当初の用途、性能及び機能を維持するための回復を図る「維持保全」だけを行うのではなく、時代の変化に対応するため、各施設の使用状況や社会通念に合わせた用途変更、機能改良を図る「改良保全」に、についても考慮します。

これらの維持管理・修繕・更新等の履歴については、集積・蓄積し老朽化対策等に活用していきます。

### **(3) 安全確保の実施方針**

点検・診断等により消防施設に高度の危険性が認められた場合、緊急に修繕・改修等を行い、危険性を適切に除去して施設周辺の安全性を確保します。

### **(4) 耐震化の実施方針**

本組合の保有する施設はすべて消防施設であり、施設の耐震化等においては、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有することが基本となります。

本組合の庁舎はすべて昭和56年以降の新耐震基準により建築されていますが、今後、老朽化した庁舎の建て替えを含めた施設の管理にあたって、「災害応急対策の拠点としての機能維持」を重点的に考慮していくこととします。

### **(5) 長寿命化の実施方針**

適正配置により組合管内全体の消防力の向上や運用効果の改善につながる施設については、その効果を早期に発現されるよう、目標の耐用年数を経過していなくても整備を考慮することとします。それ以外の施設については、目標耐用年数（鉄筋コンクリート造50年、鉄骨造40年）から最大10年間程度の長寿命化を行い、既存の施設を有効に活用しながら、建設時期の平準化を図ることとします。

## (6) 統合や廃止の推進方針

住民の生命、身体及び財産を保護するという消防の目的を踏まえると、消防施設の廃止については特に慎重に判断する必要があります。統合については、既に西消防署、東消防署と統廃合により新たな消防署が設置されています。

今後も、消防需要や老朽化等の状況を踏まえ、組合構成市町の関係施設も視野に入れながら、地域の消防機能の維持・向上を図ります。

## (7) ユニバーサルデザイン化の推進方針

消防施設については、来庁者等が訪れる範囲は限られていることから、来庁者等が通行する動線については、段差の解消など施設利用者が安心かつ安全に利用できるよう、点検・診断時にバリアフリー状況を確認し、ユニバーサルデザイン化に向けた適切な改善を検討します。

## (8) 財源の確保

将来の財政需要に対応するため、公共施設の整備更新に充当するため、中長期的な視点から基金の設置や運用について検討します。

公共施設等の整備更新や解体撤去については、国などの補助金を積極的に活用するとともに、老朽化対策を推進するために創設された地方債（「公共施設等適正管理推進事業債」）の活用も検討します。

## 第4章 計画の推進に向けて

### 4-1 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

総合的かつ計画的な管理を実現するための取り組みは総務課を中心に全庁的に行います。

職員には、本計画の趣旨を周知するとともに、各施設を所管する部署が本計画を踏まえた整備状況の把握をして、予算の編成や執行段階においても、計画的かつ適切に取り組みを進めていきます。

建物等の点検や維持管理には専門的な知識と技術が必要ですが、本組合は市町村の消防事務のみを処理する一部事務組合であり、建築技術に関する専門的な人材がいないため、構成市の助言及び協力を受けるとともに、外部機関の専門性の高い人材を積極的に活用しながら適正に管理していきます。

### 4-2 計画のフォローアップ

この計画の内容については、他課及び署所と連携しながら確実な実行に向け進捗管理を行い、必要に応じて議会や住民等への情報提供を行うこととします。

進捗管理にあたっては、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用して継続的な取り組みを行うとともに、PDCA サイクルによる評価や今後の消防環境の変化に応じて適宜本計画の見直しを行うこととし、本組合の整備計画へ反映していきます。

